

地域包括支援センター

(おたっしゃ本舗)



～成年後見制度について～

もし、病気や障がいで物事が判断できなくなったら、誰が私の財産や権利を守ってくれるのだろう…、私のことを考えて（不利益にならないように）介護保険サービスの契約などしてくれる人がいるだろうか…いざというときのために、成年後見制度について知っておきましょう。

成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選び、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度

物事を判断する能力が不十分になられた人に対し、家庭裁判所に申し立てをして、本人の援助者を選ぶ制度。判断能力の程度など本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

任意後見制度

本人に十分判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自分で選んだ代理人(任意後見人)に、どのような支援をしてもらうかを、契約により決めておく制度。

成年後見人等の役割は？

- 本人の意思を尊重し、かつ心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだりして、本人を保護・支援することです。法律行為に関するものに限られており、食事の世話をしたり、実際に介護したりすることは、成年後見人等の役割ではありません。
- 成年後見人等は行った仕事について家庭裁判所に報告し、必要な指示などを受けます。

成年後見人等にはどんな人が選ばれるの？

本人が必要とする支援の内容によって、家庭裁判所が選任します。本人の親族以外に、法律や福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士など)や法人などが選ばれる場合があります。



成年後見制度を利用するためには？

① 申し立て

家庭裁判所に申し立てに必要な書類・費用を提出します。

② 審問・調査・鑑定

申立人や本人、後見人候補者から事情を伺います。
本人の判断能力について鑑定を行うこともあります。

③ 審判（後見等の開始、成年後見人等の選任）

①～③の期間は
4か月以内と
なっています。

あなたの思いを一番に考え権利を守ってくれる、それが「成年後見制度」です。
成年後見制度について相談したいときは『おたっしゃ本舗』に、気軽にご相談ください。

問合せ

- 小城・三日月地区の方 おたっしゃ本舗小城北（小城市役所別館：旧改善センター内）☎73・2172
- 牛津・芦刈地区の方 おたっしゃ本舗小城南（ひまわり内）☎66・6376
- 小城市役所 高齢障がい支援課（西館1階）☎37・6108